（特別法人事業税）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

（事業税）

㊵の内訳	法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業								
	所得割	㊴	兆 十億 百万 千 円 00	付加価値割	㊵	兆 十億 百万 千 円 00			
	資本割	㊶	00	収入割	㊷	00			
	法第72条の２第１項第３号に掲げる事業								
	所得割	㊸	兆 十億 百万 千 円 00	付加価値割	㊹	兆 十億 百万 千 円 00			
	資本割	㊺	00	収入割	㊻	00			
	法第72条の２第１項第４号に掲げる事業								
				付加価値割	㊼	兆 十億 百万 千 円 00			
	資本割	㊽	兆 十億 百万 千 円 00	収入割	㊾	00			
㊵のうち見込納付額		㊿		差引 ㊵－㊿	(51)				

法第72条の２第１項第１号に掲げる事業の基準法人所得割額	(52)	兆 十億 百万 千 円 00	
同上に対する特別法人事業税額 (52)×　／100)	(53)	00	
法第72条の２第１項第２号に掲げる事業の基準法人収入割額	(54)	00	
同上に対する特別法人事業税額 (54)×　／100)	(55)	00	
法第72条の２第１項第３号に掲げる事業の基準法人収入割額	(56)	00	
同上に対する特別法人事業税額 (56)×　／100)	(57)	00	
法第72条の２第１項第４号に掲げる事業の基準法人収入割額	(58)	00	
同上に対する特別法人事業税額 (58)×　／100)	(59)	00	
合計特別法人事業税額 (53)＋(55)＋(57)＋(59)	(60)	00	
仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	(61)		
差引特別法人事業税額 (60)－(61)	(62)	00	
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	(63)	00	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(64)		
この申告により納付すべき特別法人事業税額　(62)－(63)－(64)	(65)	00	
㊺のうち見込納付額	(66)		
差　引　㊺－(66)	(67)		